

遺族年金支給請求書
遺族特別支給金支給申請書
遺族特別年金支給申請書

(注意)

③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。

Form with multiple sections: ① 労働保険番号, ② 年金証書の番号, ③ フリガナ (氏名, 生年月日, 職種, 所属事業場), ④ 負傷又は発病年月日, ⑤ 死亡年月日, ⑥ 平均賃金, ⑦ 特別給与の総額, ⑧ 通勤災害に関する事項, ⑨ 厚等生の年金給関係, ⑩ 請求人, ⑪ 請求遺族, ⑫ 添付書類, ⑬ 年金の払渡しを受ける希望する金融機関.

遺族年金の支給を請求します。
上記により 遺族特別支給金 の支給を請求します。
遺族特別年金 の支給を請求します。
年 月 日

請求人
申請人
(代表者)

郵便番号
電話番号
住所
氏名

Table with 2 columns: 特別支給金について振込を希望する金融機関の名称, 預金の種類及び口座番号. Includes options for 銀行・金庫 and 農協・漁協・信組.

様式第16号の8(裏面)

〔注意〕

1. ※印欄には記載しないこと。
2. 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
3. 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑥に記載すること。
4. ⑦には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。
5. ⑥の平均賃金の算定内訳及び⑦の特別給与の総額(年額)の算定内訳を別紙(様式第16号の6別紙を使用すること。)を付して記載すること。ただし、すでに提出されている場合は除く。
6. 死亡労働者が傷病年金を受けていた場合には、
 - (1) ①は記載する必要がないこと。
 - (2) ②には、傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
 - (3) ⑧の別紙は付する必要がなく、また、事業主の証明は受ける必要がないこと。
7. 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
 - (1) ⑥には、その者の給付基礎日額を記載すること。
 - (2) ⑦は記載する必要がないこと。
 - (3) 別紙の㊦から㊨まで、並びに㊩及び㊪の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
8. ⑩から⑬までの欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
9. この請求書(申請書)には、次の書類その他の資料を添えること。
 - (1) 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - (2) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本(請求人(申請人)又は請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類)
 - (3) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族(労働者の死亡時胎児であった子を除く。)が死亡した労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
 - (4) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (5) 請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち請求人(申請人)と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
 - (6) 障害の状態にある妻にあっては、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
10. ⑬については、次により記載すること。
 - (1) 遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けたいことを希望する者(以下「希望者」という。)にあっては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けたいことを希望する者(以下「希望者」という。)にあっては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けたいことを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
 - (2) 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
11. 「事業主の氏名」の欄及び「請求人(申請人)の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

社会保険 労働士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		⑩	